2022-2023 年度 RI テーマ

第 2780 地区　ガバナー
佐藤　祐一郎

第 3 グループガバナー補佐
永松　秀行

イマジン
ロータリー

Rotary

2022-2023 年度
藤沢ロータリークラブ週報

■創　立　／　昭和 29 年 6 月 3 日　　■第 68 代　会長　／　廣島　純　　幹事　／　鈴木　大次
■事務所　／　藤沢市藤沢 93 新堀ライブ館 204　TEL：0466-25-4000　FAX：0466-26-9292　E-mail：info@fujisawa-rotary.com
■例会日　／　毎週水曜日 12:30～13:30　　■例会場／　湘南鎌倉クリスタルホテル TEL：0466-28-2111

NO.35　第 3293　例会　２０２３年　４月　26 日　天候　曇り一時雨

ロータリーソング「手に手つないで」
「四つのテスト」　吉野　貴美　会員

≪ゲスト・ビジターの紹介≫

卓話ゲスト：青木　克整　様
（㈱アオキミツル商事　取締役社長）
ゲスト：青木　三留　様
（㈱アオキミツル商事　代表取締役会長）
渋谷　潤　様
（㈱アオキミツル商事 COO）
山口　道也　様
（横浜銀行藤沢中央支店/山本会委員のご後任）

≪会長報告≫

・23 日、地区研修・協議会のご出席の皆様、お疲れ様でした。東海大学湘南キャンパスで、盛大に行われました。役割としては、お勉強会、新年度を迎えるにあたり各会長幹事、委員会の委員長にクラブ運営の基礎知識をしましょうという主旨です。小河エレクトには、登壇していただく機会があり、大変頼もしく感じました。70 周年を迎える年度の準備も本格的となり、川上実行委員長はじめ、具体的活動も増えます。皆様、ご協力お願い致します。私の会長年度も間もなく終わるのだと思い、残りの期間よろしくお願い致します。

≪幹事報告≫

・例会後、70 周年事業実行委員会を開催致します。実行委員の皆様、ご出席をお願い致します。
・次週、5 月 3 日は休会です。
・昨日、70 周年記念事業の一つ、クラブビジョン策定の為のアンケートをメール、FAX でお送りしました。会員皆様からご意見をいただき、クラブビジョンを作成したいと思っております。ご協力お願い致します。

≪委員会報告≫

・吉野会員よりメークアップ報告

帰省なさった際、郡上八幡 RC でメークアップをして、バナー交換下さいました。皆様にもメークアップをお勧めしていただきました。

出席報告　（　　）内は計算に用いた会員数
＋〔　〕は Zoom 出席者

例会月日	会員数	出席会員数	欠席会員数	出席率	メークアップ会員数	修正出席者数	修正出席率
4月12日	44(41)名	26名	15名	63．41%	4名	30名	73．17%
4月26日	44(41)名	27名	14名	65．85%			

郡上八幡は、水のきれいな街だそうで昨年度の会長は、吉野会員の同級生で致したそうです。有名な郡上踊りは、藤沢の遊行の盆でも踊られるそうです。

≪お祝い≫

結婚記念日　５月５日　阿部　且弥　会員
　　５月８日　廣島　純　会長

廣島会長へのプレゼンターは、川上副会長がお務め下さいました。

≪ポール・ハリス・フェロー認証のご披露≫

合計 1,000 ドルごとを寄付した個人に、ロータリー財団より、ポール・ハリス・フェロー認証ピンが贈られます。

６回目　≪サファイヤ５個のピン≫
　　岡崎　記久子　会員
３回目　≪サファイヤ２個のピン≫
　　廣島　純　会長
２回目　≪サファイヤ１個のピン≫
　　大小原　徹　会員
１回目　≪感謝状とのピン≫
　　杉原　栄子　会員
　　小澤　智幸　会員
　　下野　多佳子　会員
　　鈴木　大次　会員

≪スマイル報告≫

山口　道也　様（山本会員のご後任）
　新規入会をさせていただきます。
　宜しくお願い致します。
廣島　純　会長
　青木克整様、卓話よろしくお願い致します。
　山口様、ようこそ。
　結婚記念日のお祝いありがとうございました。
鈴木　大次　会員
　山本支店長、新天地でのご活躍を‼
　山口様ようこそ‼
　青木様、本日の卓話楽しみです。

≪山本会員からご挨拶とご後任のご紹介≫

山本会員、お世話になりました。
ご後任の山口様、よろしくお願い致します。

≪卓話≫

「株式会社アオキミツル商事における
熱分解施設について」

株式会社アオキミツル商事
取締役社長　　青木　克整　様

（紹介者：山本　竹範　会員）

株式会社アオキミツル商事における熱分解施設について

令和5年4月26日　藤沢ロータリークラブ　卓話

株式会社アオキミツル商事

代表者　　：代表取締役会長　青木　三留
　　取締役社長　青木　克整

本社所在地：神奈川県茅ケ崎市柳島1575－32

芹沢工場　：茅ケ崎市芹沢963－1

寒川工場　：神奈川県高座郡寒川町田端1578－16

営業内容　：産業廃棄物収集運搬業及び中間処理業
　　産業廃棄物処分業許可
　　許可番号　01423012668

株式会社アオキミツル商事寒川工場

熱分解施設（炭化）

設置年月日：平成19年6月25日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず　0.9t/日
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず　3.0t/日

熱分解施設（油化）

設置年月日：平成20年3月26日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（油化施設2基）　9.0t/日

株式会社アオキミツル商事寒川工場

熱分解施設（炭化）

設置年月日：平成19年6月25日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず　0.9t/日
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず　3.0t/日

熱分解施設（油化）

設置年月日：平成20年3月26日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（油化施設2基）　9.0t/日

熱分解施設（炭化）のフロー

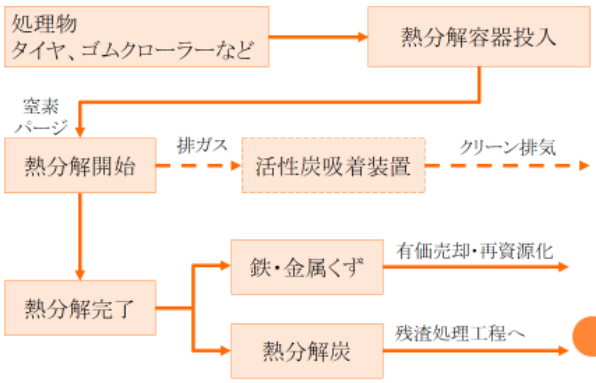

熱分解施設（炭化）

熱分解炉

熱分解炉（開口）

熱分解施設（炭化）のフロー

処理物（タイヤ等）

熱分解容器へ投入

・処理物である廃タイヤ等を熱分解容器に投入

熱分解施設（油化）

熱分解炉及び熱分解容器

炭化水素油回収装置

熱分解施設（炭化）のフロー

熱分解施設へ

熱分解後のタイヤ

・熱分解施設へ設置
・蓋を閉め、窒素パージにより無酸素状態にし、
　バーナーで加熱することにより熱分解開始
・熱分解完了後、冷却し、処理物の取り出し

熱分解施設（油化）のフロー

処理物（タイヤ等）

熱分解容器に投入

株式会社アオキミツル商事寒川工場

熱分解施設（炭化）

設置年月日：平成19年6月25日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず　0.9t/日
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず　3.0t/日

熱分解施設（油化）

設置年月日：平成20年3月26日　設置
処理能力：
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（油化施設2基）　9.0t/日

熱分解施設（油化）のフロー

熱分解炉へ設置

熱分解炉下部からバーナー

・熱分解容器を熱分解炉に設置
・蓋により密閉し、窒素ガスをパージ（充填）
・熱分解炉の下からガスバーナーにより加熱し、熱分解開始

熱分解施設（油化）のフロー

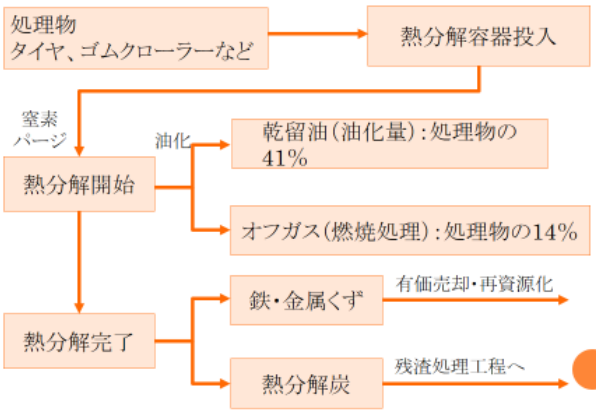

熱分解施設（油化）のフロー

分留機（油化加工システム）

凝縮温度の違いを利用して
・重質油
・軽質油
・塔頂油
・オフガス
の4種類に分離

乾留油（油化量）：処理物の41%
オフガス（燃焼処理）：処理物の14%

熱分解施設（油化）のフロー

キルン型焼成炉

処理後物

・冷却、磁選機、振動篩機を経て、密閉型のキルン型焼成炉で再度高温熱処理
・処理後物は土壌改良剤や活性炭として利用

熱分解の構造

エ　処理に伴って生じた不要なガスの適正処理

処理に伴って生じた塩化水素、炭化水素等の不要なガスの排出に伴う生活環境保全上の支障を防止する観点から、薬液洗浄や活性炭吸着等によりガスを燃焼させることなく適正に処理できる装置を有する構造であることとしたこと。

なお、当該ガスを当該設備で燃焼させる場合は、従前どおり、焼却に該当し、焼却に係る諸基準が適用されることとなること。ただし、再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、生成される炭化水素油の重量が処理した廃棄物の重量の40%以上で、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した廃棄物の重量の25%以下の場合（以下「油化」という。）において、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理に伴って生じた不要なガスを燃焼する場合は焼却に該当しないこととしたこと。

この場合において、「処理した廃棄物の重量」とは、熱分解室に投入された廃棄物の重量とし、「処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量」とは、熱分解室に投入された廃棄物の重量から、生成された炭化水素油の重量、熱分解室から排出された残さの重量、油水分離後の水分の重量（油水分離工程がある場合に限る。）及び塩化水素の重量（塩酸を回収する場合に限る。）とし、いずれも、通常の操業状態における平均的な重量とすること。

また、再生利用を目的として生成される炭化水素油は、廃プラスチック熱分解油に係る標準仕様書（TSZ0025）に適合する等他に有償売却できる性状を有し、他の施設で燃焼又は原料として利用されることが可能なものであること。

熱分解の構造

ア　熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造

原則として酸素が外部から熱分解室内に供給されることなく、可燃物が燃焼を継続するために必要な酸素濃度である限界酸素濃度をおおむね上回らない状態で廃棄物が加熱され、廃棄物中の有機物が熱分解される構造であることとしたこと。

・金属製の密閉容器であるため、酸素が外部から供給されない
・窒素パージの上、加熱されるため有機物が熱分解される

熱分解の構造（炭化）

・活性炭吸着等によりガスを燃焼させることなく適正に処理できる装置を有する構造

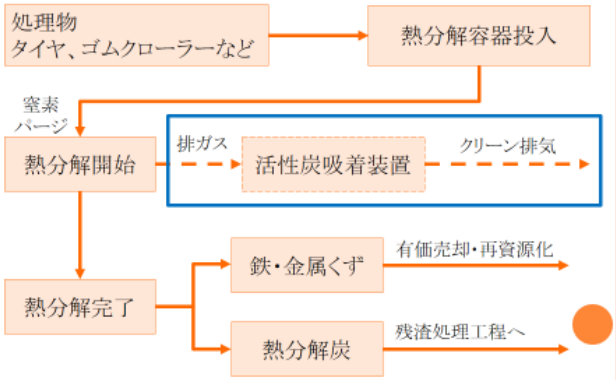

熱分解の構造

イ　熱分解室内の温度等の保持及びその測定

熱分解室内を処理の対象となる廃棄物の種類等に応じ、炭化水素油や炭化物を生成するために必要な温度及び圧力に設定し、それを適正に保つ構造である必要があり、熱分解室内の温度及び圧力が適正に保たれていることを確認するため、これらを定期的に測定することができる構造であることとしたこと。ただし、熱分解室に一定の圧力を加えない場合にあっては、圧力を適正に保持し、それを測定できる構造であることは必要とされないこと。

・制御盤により、定期的に温度管理等を実施

熱分解の構造（油化）

・なお、当該ガスを当該設備で燃焼させる場合は、従前どおり、焼却に該当し、焼却に係る諸基準が適用されることとなること。ただし、再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、生成される炭化水素油の重量が処理した廃棄物の重量の**40%以上**で、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した廃棄物の重量の**25%以下**の場合（以下「油化」という。）において、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理に伴って生じた不要なガスを燃焼する場合は焼却に該当しないこととしたこと。

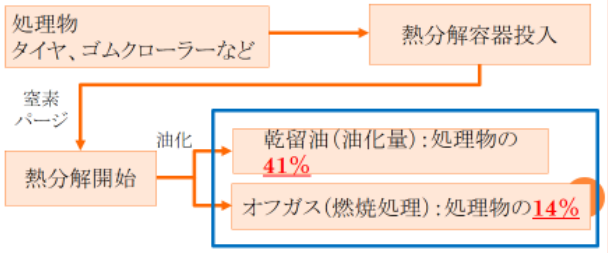

熱分解の構造

ウ　排出された炭化物等の冷却

熱分解処理に伴い生じたガス以外の炭化物等は、高温状態のまま排出され、外気に触れると発火する恐れがあることから、排出後直ちに炭化物等が発火に至らない温度まで冷却できる構造であることとしたこと。

なお、熱分解の終了後、熱分解室内の炭化物等が外気に接することなく一定時間放置され、発火に至らない温度にまで低下した後に熱分解室から排出される場合にあっては、排出後に冷却する必要なないこと。なお、処理に伴って生じた不要な炭化物は、燃え殻に該当するものであること。

熱分解の構造（油化）

・また、再生利用を目的として生成される炭化水素油は、廃プラスチック熱分解油に係る標準仕様書（TSZ0025）に適合する等他に有償売却できる性状を有し、他の施設で燃焼又は原料として利用されることが可能なものであること。

乾留油（油化量）

・重質油
　→自家使用（熱分解炭化装置）
・軽質油
　→自家使用（乾留油化・キルン・簡易ボイラー）
・塔頂油
　→燃焼処理：燃焼炉から乾留炉へ廃熱利用

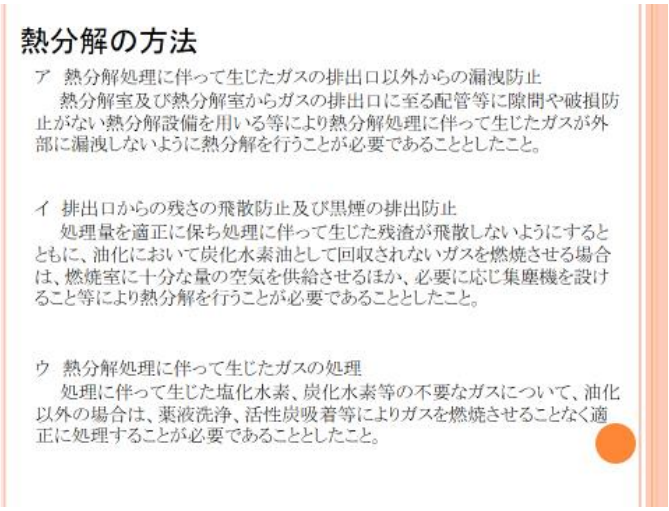

渋谷　潤　COO

青木三留　会長

廣島会長から、青木様に謝辞